

騒音評価手法等専門委員会及び騒音未規制施設専門委員会 の廃止について（案）

中央環境審議会大気・騒音振動部会に設置している専門委員会のうち、専門の事項に係る調査が終了したため、以下の専門委員会を廃止することとする。

騒音評価手法等専門委員会
騒音未規制施設専門委員会

(参考)

中央環境審議会騒音振動部会の専門委員会の設置について

平成 8 年 7 月 2 5 日
騒音振動部会決定
平成 1 7 年 6 月 2 9 日改正

1. 自動車単体騒音専門委員会の設置

自動車騒音対策の審議に当たっては中央環境審議会騒音振動部会(以下「部会」という。)に次の専門委員会を置く。

- (1) 騒音評価手法等専門委員会
- (2) 騒音未規制施設専門委員会
- (3) 自動車単体騒音専門委員会

2. 騒音評価手法等専門委員会においては、騒音の評価手法等の在り方に係る専門的事項を調査審議する。

3. 騒音未規制施設専門委員会においては、未規制施設の追加等に係る専門的事項を調査審議する。

4. 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策(自動車単体対策に限る)に関する専門的事項を調査審議する。

5. 専門委員会の委員長並びに同委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は部会長が指名する。

(参考)

騒音評価手法等専門委員会及び騒音未規制施設専門委員会について

騒音評価手法等専門委員会及び騒音未規制施設専門委員会は、中央環境審議会議事運営規則（平成 25 年 2 月 14 日中央環境審議会決定）附則第 2 条第 2 項に基づき、平成 25 年 2 月 14 日をもって中央環境審議会大気・騒音振動部会に置かれるとみなされることとなった専門委員会である。

中央環境審議会議事運営規則 （平成 25 年 2 月 14 日中央環境審議会決定）

（省略）

附則（平成 25 年 2 月 14 日）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

（経過措置）

第二条 （省略）

2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあっては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。